

# 平成26年4月から下野市自治基本条例が施行されました

今回で自治基本条例のレッスンは最終回となりますが、「市民が主役のまちづくり」を基本理念に、これからも市政に積極的に参加し、まちづくりに参画していきましょう！

## LESSON7 条例の前文について再確認してみよう！

今回は、下野市自治基本条例の前文について、再確認していきたいと思います。自治基本条例には、策定にかかわった皆さんの思いが込められています。



カンビくん  
〔道の駅しもつけイ  
メージキャラクター、  
下野市観光大使〕

条例の前文って・・・何だろう？

こまる（下毛野朝臣古  
麻呂）〔下野薬師寺の建  
立、大宝律令の選定に  
携わった下野市ゆかり  
の人物〕



自治基本条例の制定に当たっての考え方や思いを、市民、議会及び市が共有するために、前文として置くんだよ。



みんなの思いが詰まっているんだね。前文って、どんな構成になっているの？

前文は、起承転結となる以下の4つの内容で構成されているんだよ。よく読んでみよう。

起の部分は、第1段落～第5段落で下野市の特性を、承の部分は、第6段落～第7段落で条例制定の背景を、転の部分は、第8段落～第10段落で目指すべきまちのあり方を、結の部分は、第11段落で条例制定の宣言について書いてあるんだ。



なるほど。よく読んでみるとそのとおりだね。

もうひとつ、実は前文は、市民憲章を参考にしているんだって。下に載せたので、読んでみてくださいね。



### 下野市民憲章 平成19年4月1日制定

わたしたちの郷土 下野市は、姿川と田川が生んだ豊かな土壌と、水・ひかり・風のおだやかな自然環境に恵まれています。

先人達は、ここに美しい田園の景観や古い歴史と伝統をはぐくみ、継承してきました。

わたしたちは、このふるさとを愛し、薫り高い文化を育て、住みよい田園都市をめざして、ここに憲章を定めます。

- 1 自然を大切にし みどりあふれる美しいまちをつくりま
- 1 いのちを尊び 心の通う明るいまちをつくりま
- 1 みんなで学びあい 文化のかおるまちをつくりま
- 1 働くことをよろこび 暮らし豊かなまちをつくりま
- 1 力をあわせ 夢がひろがるたのしいまちをつくりま